

## 群馬県営業時間短縮要請協力金（2/14～3/6要請分）に関するよくある質問

### 目次

【1 時短要請について】	4
Q1-1. 今回の時短要請の根拠は？	4
Q1-2. 営業時間の短縮要請の期間はいつからいつまでか？	4
Q1-3. 時短要請の対象となる店舗は？	4
Q1-4. 「ストップコロナ！対策認定店」に対する制限緩和の措置はあるか？	4
Q1-5. ホテルのテナントに入居している飲食店、ホテル・旅館の飲食場所は時短要請の対象か？	4
Q1-6. 葬儀場などのセレモニーホールは時短要請の対象か？	4
Q1-7. 酒類を提供していない店舗は時短要請の対象外か？	5
Q1-8. ノンアルコールの、ビールやカクテルの提供は、「酒類の提供」に含まれるか？	5
Q1-9. 飲食店等が店舗を午後8時（又は午後9時）より遅い時間帯にテイクアウト営業をすることは可能か？	5
Q1-10. 「ストップコロナ！対策認定店」における午後8時までの酒類提供時間の短縮とはどのような意味か？	5
Q1-11. 午後8時（又は午後9時）までの営業時間短縮は、具体的にどのような状態か？	5
Q1-12. 今回の要請は強制的なものか。罰則等はあるのか？	5
Q1-13. 今回の営業時間短縮の要請は誰に対して行っているのか？	5
Q1-14. 県内に複数店舗を持つ場合、全ての店舗で営業時間を短縮しなければならないか？	5
Q1-15. 同一テーブル・同一グループでの利用は4人以内とはどのようなことか？	5
【2 協力金について】	6
Q2-1. 協力金を支給する趣旨は何か？	6
Q2-2. 個人事業主も支給対象となるか？	6
Q2-3. 大企業も支給対象となるか？	6

Q2-4. いわゆるみなし大企業は、大企業に区分されるのか？	6
Q2-5. 大企業で売上高が減少していない場合、協力金の対象となるか？	7
Q2-6. 協力金の支給額はいくらか？	7
Q2-7. 要請期間中に認定店となった場合、認定店の要請区分へ変更できるのか？	7
Q2-8. 1日あたりの売上高はどのように計算するのか？	8
Q2-9. 2月及び3月の売上高に、その月に受給した協力金を含めてよいか？	8
Q2-10. 時短要請の全期間について時短しなければ、協力金の対象とならないのか？	8
Q2-11. 元々午後8時（又は午後9時）を越えて営業しているが、要請期間中に休業しても対象となるか？	8
Q2-12. 要請期間前に臨時休業した場合は対象となるか？	8
Q2-13. 今回の要請前から、完全予約制で午後8時（又は午後9時）を越えて営業している場合は対象となるか？	8
Q2-14. 固定した曜日だけ午後8時（又は午後9時）を越えて営業している店舗は対象となるか？	8
Q2-15. 通常時は午後8時（又は午後9時）までの営業であるが、予約があった時だけ午後8時（又は午後9時）を越えて営業している場合には、対象となるか？	8
Q2-16. 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになるのか？	9
Q2-17. 要請期間前（又は期間中）に廃業した場合は対象となるか？	9
Q2-18. 飲食店営業許可証の有効期限が切れている場合は申請できるか？	9
Q2-19. 時短ではなく、営業時間を前倒しする場合は協力金の対象となるか？	9
Q2-20. 通常時は午後8時までの営業だが、酒類の提供を停止すれば協力金の対象となるか？	9
Q2-21. 開店して間もないため、前年の売上がない。1日あたり売上高はどのように算定するか？	9
Q2-22. 売上高に飲食業以外の売上も含めてよいか？	9
Q2-23. 店舗において感染防止対策を講じているか否かは支給の要件に含まれるか？	9
Q2-24. 店舗において同一テーブル・同一グループ4人以内を実施しているか否かは支給の要件に含まれるか？	10
Q2-25. 今回の協力金では早期支給（一部先渡し）が行われるのか？	10
【3 申請方法・申請書類について】	10
Q3-1. 申請にあたっての相談先はどこか？	10
Q3-2. いつ、どのように申請すればよいか？	10

Q3-3. 申請にあたっては、どのような書類を準備すればよいか？	10
Q3-4. 売上帳簿等の写しはいつ時点のものを提出すればよいか？	11
Q3-5. 内観写真は何を撮影すればよいか？	11
Q3-6. 新規開店特例のため確定申告書等の公的書類がない場合、売上高はどのように証明するか？	11
Q3-7. 申請書類はどこで手に入るか？	11
Q3-8. 店頭ポスターは、県が示す様式でないといけないのか？	11
Q3-9. 合併・法人成り・事業承継した場合、新規開店特例を適用するのか？	11
Q3-10. 営業許可者と申請者が異なる場合も申請は可能か？	12
<b>【4 審査・支給について】</b>	12
Q4-1. 協力金はどのくらいで支払われるか？	12
Q4-2. 支給決定又は不支給決定となった場合はどのように連絡があるか？	12
<b>【5 その他】</b>	12
Q5-1. 協力金は課税対象か？	12
Q5-2. 時短営業の実施状況をどのように確認するのか？	12

## 【1 時短要請について】

### Q1-1. 今回の時短要請の根拠は？

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項及び同法第31条の6第1項に基づくものです。

### Q1-2. 営業時間の短縮要請の期間はいつからいつまでか？

A. 令和4年2月14日（月）午前0時（0:00）から3月6日（日）午後12時（24:00）までです。

※ 感染状況に応じて、要請内容や期間等が変更になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。

### Q1-3. 時短要請の対象となる店舗は？

A. 対象店舗は次のとおりです。

- ・ 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗のうち、午後8時から午前5時までの時間帯に営業している次の店舗（宅配、テイクアウトサービスを除く）
- ・ 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店、遊興施設等（スナック、バー等）、結婚式場
- ・ 午後8時から午前5時までの時間帯に営業しているカラオケ店（飲食店営業許可を受けていない店舗を含む）

<対象外の店舗例>

- ・ 宅配・テイクアウト専門店、コンビニ等のイートインスペース、テイクアウトを主とするキッチンカー、露店営業、ネットカフェ・マンガ喫茶等宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設等

### Q1-4. 「ストップコロナ！対策認定店」に対する制限緩和の措置はあるか？

A. 認定店（ストップコロナ！対策認定店）に関しては、要請開始日（2/14（月））において、次のいずれかの区分を選択できることとします。

- ① 午後9時から午前5時までの営業自粛（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）
- ② 午後8時から午前5時までの営業自粛（酒類提供は終日自粛）

※ ①については、午後9時から午前5時までの間に営業している店舗のみ選択可

※ 応じた要請内容によって、協力金の支給額が異なります。（Q2-6参照）

### Q1-5. ホテルのテナントに入居している飲食店、ホテル・旅館の飲食場所は時短要請の対象か？

A. 午後8時（又は午後9時（Q1-4の①の区分を選択した認定店に限る。以下同じ。））を越えた営業を前提として、以下の点が確認できる場合には対象となります。

- ① 飲食提供専用スペースとして明確に区分されていること
- ② 宿泊者以外の一般客の利用が可能であり、その旨を宣伝・広報等していること

### Q1-6. 葬儀場などのセレモニーホールは時短要請の対象か？

A. 葬儀場等の施設については、当該施設の本来の目的で利用するお客様以外に（不特定多数の方に）も飲食を提供する場合のみ時短要請の対象となります。

例) セレモニーホール

- ・葬祭等での利用者に限らず不特定多数に飲食を提供する場合 ⇒ 時短要請の対象
- ・葬祭等での利用者のみで飲食を提供する場合 ⇒ 対象外

**Q1-7. 酒類を提供していない店舗は時短要請の対象外か？**

A. 酒類を提供しない店舗であっても、午後8時（又は午後9時）を超えた営業を対外的に周知しており、要請期間中に午後8時（又は午後9時）を超えた営業を自粛した場合に対象となります。

**Q1-8. ノンアルコールの、ビールやカクテルの提供は、「酒類の提供」に含まれるか？**

A. ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルの提供は「酒類の提供」に含みません。

**Q1-9. 飲食店等が店舗を午後8時（又は午後9時）より遅い時間帯にテイクアウト営業をすることは可能か？**

A. 施設内で飲食をしないテイクアウト（デリバリー）のみであれば、午後8時（又は午後9時）を越えて営業していただいて構いません。

**Q1-10. 「ストップコロナ!対策認定店」における午後8時までの酒類提供時間の短縮とはどのような意味か？**

A. 酒類をお客様に提供する時間が午後8時までとなります。午後8時までに提供した酒類を、午後9時までの間にお客様が飲食しているのは問題ありません。

**Q1-11. 午後8時（又は午後9時）までの営業時間短縮は、具体的にどのような状態か？**

A. 午後8時（又は午後9時）には閉店し、店舗内にお客様がいない状態にあることをいいます。片付けや閉店準備のため従業員がやむを得ず残る場合を除き、午後8時（又は午後9時）までに閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。

**Q1-12. 今回の要請は強制的なものか。罰則等はあるのか？**

A. 県内全域（35市町村）に新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請を行っており、「正当な理由なく」応じていただけない状態が続いた場合には、命令や最終的に「過料」が科されることとなります。

**Q1-13. 今回の営業時間短縮の要請は誰に対して行っているのか？**

A. 飲食店営業許可を受けた方（名義人）に対して要請を行っています。協力金の申請にあたっては営業許可を受けた方（名義人）が申請するようお願いします。

**Q1-14. 県内に複数店舗を持つ場合、全ての店舗で営業時間を短縮しなければならないか？**

A. 要請対象となる全ての店舗に対して営業時間短縮に協力をお願いします。

**Q1-15. 同一テーブル・同一グループでの利用は4人以内とはどのようなことか？**

A. 5人以上のグループが店舗を利用することは可能ですが、同一テーブルは4人以内とすることです。異なるテーブル間での交流が生じないようにしてください。

また、大きなテーブル等において、座席間隔の確保など、必要な感染防止対策を実施した上で、同一テーブルを複数のグループに利用させることは可能です。

## 【2 協力金について】

### Q2-1. 協力金を支給する趣旨は何か？

A. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県からの時短要請に応じていただいた事業者の皆様の協力に対して支給するものです。営業時間短縮による売上減少に伴う補償ではありません。

### Q2-2. 個人事業主も支給対象となるか？

A. 対象となります。(中小企業と同様に取り扱います。)

### Q2-3. 大企業も支給対象となるか？

A. 大企業も対象となります。協力金の算定方法は、売上高減少方式に限定されます。

### Q2-4. いわゆるみなし大企業は、大企業に区分されるのか？

A. 中小企業基本法上にはいわゆる「みなし大企業」の規定はありませんが、本協力金の申請にあたっては、以下のいずれかに該当する企業については、大企業に区分します。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が発行している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発送済株式の総数又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (6) 申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

#### <参考> 中小企業基本法の区分

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

**Q2-5. 大企業で売上高が減少していない場合、協力金の対象となるか？**

A. 売上高が減少していない場合は、申請できません。

**Q2-6. 協力金の支給額はいくらか？**

A. 応じた要請内容によって異なります。詳細は県ホームページをご覧ください。

【① 認定店（ストップコロナ！対策認定店）で午後9時から午前5時までの営業自粛を選択した店舗】

方式区分		1日あたりの売上高	1日あたりの協力金単価
中小企業等	売上高方式	83,333円以下	2.5万円【下限】
		83,333円超～250,000円以下	1日あたりの売上高× <b>0.3</b>
		250,000円超	7.5万円【上限】
大企業 (中小選択可)	売上高減少方式	500,000円以下（売上高減少額）	売上高減少額×0.4 または 1日あたりの売上高×0.3 の低い額
		500,000円超（売上高減少額）	20万円 または 1日あたりの売上高×0.3 の低い額

【② 非認定店及び認定店（ストップコロナ！対策認定店）で午後8時から午前5時までの営業自粛を選択した店舗】

方式区分		1日あたりの売上高	1日あたりの協力金単価
中小企業等	売上高方式	75,000円以下	3万円【下限】
		75,000円超～250,000円以下	1日あたりの売上高× <b>0.4</b>
		250,000円超	10万円【上限】
大企業 (中小選択可)	売上高減少方式	500,000円以下（売上高減少額）	売上高減少額×0.4
		500,000円超（売上高減少額）	20万円【上限】

**(留意事項)**

認定店（ストップコロナ！対策認定店）については、全期間通じて午後8時から午前5時までの営業自粛（酒類の提供は終日自粛）の要請に応じた場合のみ、売上高に応じて1日あたり3万円から10万円の協力金が支給されます。

- (例)・2/14～3/6の全期間、午後8時までの時短（酒類終日自粛）の場合 ⇒ 3～10万円  
 ・2/14～2/20の期間は、午後9時までの時短（酒類午後8時まで）で、  
 2/21～3/6の期間は、午後8時までの時短（酒類終日自粛）に変更した場合 ⇒ 2.5～7.5万円

**Q2-7. 要請期間中に認定店となった場合、認定店の要請区分へ変更できるのか？**

A. 要請期間中（2/14～3/6）の間に「ストップコロナ！対策認定店」の認定を受けた場合、認定日をもって、認定店の要請内容に切り替わり、要請内容を選択できます。  
 申請に当たっては、個別にご相談ください。

(例) 2/17に認定店（中小企業）となった場合

- ・2/14～2/16（3日間）⇒ 非認定店（午後8時までの時短（酒類終日自粛））  
⇒ 協力金額（3～10万円/日）
- ・2/17～3/6（18日間）⇒ 認定店（午後9時までの時短（酒類午後8時まで））へ変更可  
※この場合、協力金額（2.5～7.5万円/日）へと変更

**Q2-8. 1日あたりの売上高はどのように計算するのか？**

A. 以下のとおり計算します。

**前年(令和3年)、前々年(令和2年)又は前々々年(平成31年)の2月及び3月の売上高合計÷59日**

※売上高とは、飲食業(宅配、テイクアウトサービス分を除く)の売上高とし、消費税及び地方消費税を除いた額です。

※定休日等の店休日も、時短要請に応じた日数に含みます。

**新型コロナウイルス感染症での営業時間短縮要請等の長期化に伴う影響を考慮し、今回のまん延防止等重点措置の延長分から前々々年(平成31年)の売上高を参照できるよう取扱いを変更しました。(令和4年2月15日更新)**

**Q2-9. 2月及び3月の売上高に、その月に受給した協力金を含めてよいか？**

A. 時短要請の対象となる飲食業の売上高のみが対象となるため、含められません。(Q2-22参照)

**Q2-10. 時短要請の全期間について時短しなければ、協力金の対象とならないのか？**

A. 時短要請の全期間において営業時間短縮をする場合のみ、協力金の支給対象となります。

※なお、今回は要請の延長であるため、協力金開始日の猶予期間は設けません。

**Q2-11. 元々午後8時(又は午後9時)を越えて営業しているが、要請期間中に休業しても対象となるか？**

A. 要請対象となる店舗が時短営業ではなく休業した場合も、協力金の対象となります。

(例) 元々午後8時(又は午後9時)を越えて営業している店舗が、要請の全期間を通じて休業 ⇒ 協力金の対象(Q2-6 ②の単価)  
元々の営業時間が午後8時までの店舗が、要請の全期間を通じて休業 ⇒ 協力金の対象外

**Q2-12. 要請期間前に臨時休業した場合は対象となるか？**

A. 新型コロナウイルスの影響によらない長期的な休業と判断される場合は、県の要請に従って行う休業ではないため、協力金の対象となりません。

**Q2-13. 今回の要請前から、完全予約制で午後8時(又は午後9時)を越えて営業している場合は対象となるか？**

A. ホームページやSNSなどで、営業時間を対外的に周知している場合は対象となります。

**Q2-14. 固定した曜日だけ午後8時(又は午後9時)を越えて営業している店舗は対象となるか？**

A. 曜日を固定して日常的に営業している場合は、対象となります。ただし、その旨をホームページやSNSなどで対外的に周知する必要があります。

**Q2-15. 通常時は午後8時(又は午後9時)までの営業であるが、予約があった時だけ午後8時(又は午後9時)を越えて営業している場合には、対象となるか？**

A. 時短要請の対象となる営業時間の「通常時」は、対外的に告知されている営業時間で判断させていただきます。通常の営業終了時刻が午後8時(又は午後9時)を越えている店舗でなければ対象外です。



**Q2-16. 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになるのか？**

A. 時短要請に全面的に協力いただいている店舗であれば、定休日であっても、協力金を減額することはありません。

**Q2-17. 要請期間前（又は期間中）に廃業した場合は対象となるか？**

A. 全期間時短要請に応じたとは言えないため、対象外です。

**Q2-18. 飲食店営業許可証の有効期限が切れている場合は申請できるか？**

A. 失効している場合は対象になりません。

時短営業開始日より前から有効で、かつ時短要請期間の全てを通して許可を得ている場合に対象となります。（遡及での協力金支給は認められませんのでご了承ください。）

**Q2-19. 時短ではなく、営業時間を前倒しする場合は協力金の対象となるか？**

A. 営業時間をずらして午後8時（又は午後9時）までに営業を終わらせる場合も、協力金の対象となります。（例：午後6時から午後11時までの営業を、午後3時から午後8時に変更）

**Q2-20. 通常時は午後8時までの営業だが、酒類の提供を停止すれば協力金の対象となるか？**

A. 元々午後8時を越えて営業していること等が要件となるため、対象外です。

**Q2-21. 開店して間もないため、前年の売上がない。1日あたり売上高はどのように算定するか？**

A. 新規開店特例を設けます。開店日から時短営業開始日の前日までの売上高を基準に、1日あたりの売上高を計算してください。

【新規開店特例（時短要請月を基準に開店1年未満の店舗に対する特例）】

開店日から時短営業開始日の前日までの売上高を基準に、1日あたりの売上高を計算し、これを基に、1日あたりの支給額を算出

**Q2-22. 売上高に飲食業以外の売上も含めてよいか？**

A. 飲食業（宅配、テイクアウトサービス分を除く）の売上高のみが対象となります。また、消費税及び地方消費税を除いた額とします。

**Q2-23. 店舗において感染防止対策を講じているか否かは支給の要件に含まれるか？**

A. 適切な感染防止対策（以下参照）の実施が要請されていますので、対策を講じていただくことが支給要件となります。申請にあたっては、当該措置が取られているかを確認できる書類（例：内観写真等）を求める予定です。（Q3-5参照）

【飲食店等の感染防止対策】

- ・ 入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導
- ・ 発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場制限
- ・ アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置
- ・ 手指消毒の徹底 ・ マスク着用の呼びかけ ・ 換気の徹底

**Q2-24. 店舗において同一テーブル・同一グループ4人以内を実施しているか否かは支給の要件に含まれるか？**

A. 同一テーブル・同一グループでの会食は4人以内までと要請されていますので、実施していただくことが支給要件となります。

**Q2-25. 今回の協力金では早期支給（一部先渡し）が行われるのか？**

A. 今回の時短要請では、協力金の総支給額の一部を早期支給する制度はありません。

**【3 申請方法・申請書類について】**

**Q3-1. 申請にあたっての相談先はどこか？**

A. 以下へお電話でお問い合わせください。

**「群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター」**  
**0120-922-417（9時から17時 平日・土日・祝日）**

※令和3年8月7日から10月7日までの要請期間に係る協力金（飲食店等・大規模施設等）の問い合わせ先とは異なりますので、ご注意ください。

**Q3-2. いつ、どのように申請すればよいか？**

A. 申請受付期間は、令和4年3月7日（月）から4月22日（金）までです。

オンライン申請と郵送申請を行います。

※オンライン申請は、3月7日（月）午後1時受付開始です。

※なお、1/21～2/13要請分（第5弾）とは別申請になります。

**Q3-3. 申請にあたっては、どのような書類を準備すればよいか？**

A. 以下の添付書類が必要です。

**添付書類**

- ① 支給申請書・誓約書（様式1・2及び別紙）
- ② 店舗ごとの協力金支給申請額計算書（別添1～4）
- ③ 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業許可（要請期間中有効なもの）の写し
- ④ 店舗の外観全体（店舗名が確認できるもの）の写真（※）
- ⑤ 店舗の内観（店内の様子及び感染防止対策を行っていることが分かるもの）の写真（※）
- ⑥ 営業時間を短縮（休業）したことがわかる書類（例：店頭ポスター、張り紙の写真など）  
※時短（休業）の期間、変更前後の営業時間、酒類提供の取扱い等が分かるもの
- ⑦ 振込先の通帳（見開き部分）等の写し
- ⑧ 本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証等）の写し
- ⑨ 売上高が確認できるもの ※売上高方式で下限額を申請する場合は不要  
・令和3年（2021年）、令和2年（2020年）又は平成31年（2019年）の事業年度の確定申告書の写し

<法人>法人税の確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控え（両面）

<個人>所得税の確定申告書第一表の控え（青色申告、白色申告）

青色申告決算書の控え（1枚目、2枚目）※青色の場合のみ

・飲食業売上高等が記載された令和4年2月分及び3月分の売上帳簿の写し

（※）の書類については、令和3年度に協力金の支給を受けている場合は提出不要です。

#### Q3-4. 売上帳簿等の写しはいつ時点のものを提出すればよいか？

A. 協力金の算定に使用した年（令和3年（2021年）、令和2年（2020年）又は平成31年（2019年））2月及び3月の売上帳簿等の写しを提出してください。

売上高減少方式の場合は、令和4年（2022年）の2月及び3月の売上帳簿等の写しも必要です。

#### Q3-5. 内観写真は何を撮影すればよいか？

A. 適切な感染防止対策、会食での人数制限を行っていること及び店内の様子が分かるよう、複数枚提出してください。（Q2-23及び24参照）

#### Q3-6. 新規開店特例のため確定申告書等の公的書類がない場合、売上高はどのように証明するか？

A. 1年以内に開業した店舗については、新規開店の特例があります。（Q2-21参照）

なお、前年、前々年又は前々々年に所得税の確定申告義務がなかった個人事業者については、住民税の申告書の控えなどの代替書類により、売上高を確認します。

#### Q3-7. 申請書類はどこで手に入るか？

A. 県ホームページ上で入手できるほか、令和4年3月3日（木）から県行政県税事務所、各市町村や商工団体等の窓口で配布しています。

#### Q3-8. 店頭ポスターは、県が示す様式でないといけないのか？

A. 実施期間や短縮前後の営業時間、酒類提供の取扱い等の必要事項の記載があれば、様式は問いません。

#### Q3-9. 合併・法人成り・事業承継した場合、新規開店特例を適用するのか？

A. 合併等の前後で事業の継続性が認められる場合（店舗名や所在地の変更等がない等）、合併前の売上高を基に申請が可能です。その際は、以下のような書類を提出してください。

合併の場合・・・履歴事項全部証明書

法人成りの場合・・・履歴事項全部証明書、法人設立届出書

事業承継の場合・・・個人事業の開業・廃業届

※事業の継続性が認められない場合には、新規開店特例を適用してください。

### Q3-10. 営業許可者と申請者が異なる場合も申請は可能か？

A. 原則として、営業許可者に申請していただきます。

なお、転居、結婚等による改姓、相続、法人名変更、法人合併・分割などにより、営業許可書に記載されている住所・氏名・法人名が申請者と異なる場合には、名義が異なる経緯を確認できる書類のコピーを添付してください。(戸籍謄本、法人設立届、法人登記事項証明書など)

## 【4 審査・支給について】

### Q4-1. 協力金はどのくらいで支払われるか？

A. 申請書類の受付から、概ね1ヶ月程度で指定の口座に振り込む予定です。

なお、申請書等に不備がある場合があり、内容の補正や追加書類の提出が必要な場合には別途期間を要しますので、予めご了承ください。

### Q4-2. 支給決定又は不支給決定となった場合はどのように連絡があるか？

A. 支給又は不支給が決定した場合には、「審査事務局」から通知を発送します。

## 【5 その他】

### Q5-1. 協力金は課税対象か？

A. 時短要請協力金は事業所得に区分されるため、課税対象であると考えられます。詳細は、お近くの税務署へご確認ください。

### Q5-2. 時短営業の実施状況をどのように確認するのか？

A. 協力金の本申請時に、営業時間の短縮を告知したことがわかる書類(例：ホームページ、店頭ポスター、チラシ)添付していただき、当該内容で確認します。

なお、要請期間中には、適宜見回りを行って確認していきます。